

## 大阪府多重債務者対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 改正貸金業法の完全施行に向け、多重債務問題の総合的な解決を目指して、国が策定した「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携のもと、円滑かつ効果的な多重債務者対策を協議するため、大阪府多重債務者対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 多重債務者からの相談窓口の整備、相談体制・内容の充実に関すること。
- (2) セーフティネット貸付けの提供に関すること。
- (3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育に関すること。
- (4) ヤミ金被害者からの相談への対応に関すること。
- (5) その他多重債務者対策に必要と認められること。

### (構成)

第3条 協議会の構成機関は別表1のとおりとし、会長は商工労働部担当副知事の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、構成団体を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

### (部会)

第5条 協議会は、協議会において付すべき事項を検討するため、関係課等で構成する部会を設置することができる。

- 2 部会は、貸金業対策課長が招集する（他の組織が主宰する部会を除く）。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、商工労働部貸金業対策課に置く。

- 2 事務局は、協議会、部会（他の組織が主宰する部会を除く）の庶務を行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

(別表 1)

協議会構成機関
(大阪府)
府民文化部
福祉部
商工労働部
大阪府教育委員会
大阪府警察本部
(行政機関)
近畿財務局
市長会
町村長会
大阪市消費者センター
堺市立消費生活センター
(関係団体)
大阪弁護士会
大阪司法書士会
大阪府社会福祉協議会
日本司法支援センター (法テラス)